第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

会計大学院においては,少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い 教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ,一の授業 科目について同時に授業を行う学生数が,この観点から適切な規模に維持さ れていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本会計大学院の科目ごとの履修者数(2005 年度)は,下記資料 のとおりである。また,ケーススタディやディベート等参加型の教育方法により,実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする授業科目においては,そのような科目の特性に応じ,特に授業教室の机をコの字型に配列する等工夫を凝らし,授業を実施している〔下記資料「2005 年度開設授業科目履修者一覧」参照〕,〔別添資料 11「授業風景」参照〕。【解釈指針 3 - 1 - 1 - 1】

資料 「2005年度開設授業科目履修者一覧」

基本科目

開設授業科目	履修者合 計	開設授業科目	履修者合 計
経済社会における会計基盤 の全体構造	20	ファイナンスの全体構造	18
財務会計の全体構造	20	監査の全体構造	15
管理会計の全体構造	16	企業法の全体構造	21
経営の全体構造	20	租税法の全体構造	20

発展科目

開設授業科目	履修者合 計	経営管理論	10
簿記論	12	ファイナンス論	7
会計基準	19	監査論	19
会計基準	14	監査論	6
原価計算	9	職業倫理	17
原価計算	6	企業法	5
経営戦略論	7	租税法	15

応用・実践科目

7.4			
開設授業科目	履修者合 計	経営組織論(組織行動論)	3
財務会計事例研究	9	ファイナンス事例研究	4
ディスクロージャー制度	14	資本市場理論(プロジェク	4
		トファイナンス理論)	4
国際会計基準	10	監査事例研究	5
管理会計事例研究	10	内部監査・内部統制論	8
意思決定会計	8	IT監査	13
財務分析論	13	企業法事例研究	4
経営事例研究	7	租税法事例研究	8

2005年度は,再履修者,及び他専攻・他研究科からの履修者,科目等履修生いずれも実績なし。

では,上述したところを前提として,本会計大学院では,一の授業科目について同時 に授業を行う学生数が,適切な規模に維持されているといえるか。

本会計大学院では、一の授業科目について同時に授業を行う学生数に関し「基本科目」及び「発展科目」について、50人を標準として80人を超えないことを目安としている。この具体的数字の策定に当たっては、専門職大学院に関し必要な事項について定める件(2003(平成15)年文部科学省告示第53号)、及び独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準を参考とした(下記資料参照)

資料 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件及び独立行政法人大学評価・学位授与機構『法科大学院評価基準』」

専門職大学院に関し必要な事項について定める件(抄)

- 第6条 法科大学院は,一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数 とすることを基本とする。
- 2 前項の場合において,法律基本科目の授業については,五十人を標準として 行うものとする。

独立行政法人大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準」(抄)

基準3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は,50人を標準とすること。

(解釈指針 3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が ,原則として, 80人を超えていないこと。)

この点,本会計大学院の各科目の履修学生数は上記資料 の通りであり,いずれも50人未満となっている。よって,一の授業科目について同時に授業を行う学生数が,適切な規模に維持されていると形式的にはいうことができる。

もっとも,2005年度の本会計大学院の入学者数は22名であるから,一の授業科目について同時に授業を行う学生数が50人未満となるのは当然である。そこで,より実質的に,一の授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されているか否かを如何に評価するべきか,が問題となる。

思うに,一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数にすることの趣旨は,教員が個々の学生に十分目が行き届く双方向・多方向的授業環境を作出することにより,教員と学生との間に醸成される心理的緊張関係を適度に保持して学生の授業に対する集中度を高め,ひいて学生の学修効果を高めることにある。

この点,本会計大学院では,授業科目の特性に応じて授業教室の机をコの字型に配列する等の工夫を凝らして授業を実施している。このような工夫により,教員が個々の学生に十分目が行き届く双方向・多方向的授業環境を作出することができている。よって,学生の学修効果を高めるという実質的観点からも,本会計大学院においては,一の授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されているといえると考える。

3 - 2 授業の方法

基準3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

- (1)専門的な会計知識を確実に修得させるとともに,事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力,会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力を育成するために,授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2)1年間の授業の計画,各科目における授業の内容及び方法,成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3)授業の効果を十分にあげられるよう,授業時間外における学習を充 実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1)について

本会計大学院の教育課程は,基本科目,発展科目,応用・実践科目で編成される。基本科目では,会計専門職業人として履修すべき各領域における理論の基本と骨格とを理解することを目的とする。発展科目では,基本科目の理解を前提として,専門的知識・能力を修得することを目的とする。応用・実践科目では,発展科目で修得した専門知識・能力を基に,ケーススタディやディベート,パソコンを利用したシミュレーション等参加型の教育方法により,より高度な専門知識・能力の修得,実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする。このように教育課程を体系的に編成し,授業科目の性質に応じた発展的・循環的・有機的な教育サービスを提供していることから,専門的な会計知識を確実に修得させるとともに,事実に即して具体意的な問題を解決していくために必要な分析能力及び論議の能力,会計判断を関係当事者に正しく伝える能力等を育成するための時宜に適った適切な教材等,授業方法が採用されているといえる。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

特に「応用・実践科目」では,基準 2 - 1 - 2 及び基準 3 - 1 - 1 で述べたとおり,各領域に「事例研究」科目を設置し,具体的事例を教材として取り上げて,ディスカッションやディベート等を行うことにより,事実に即して具体意的な問題を解決していくために必要な分析能力及び論議の能力,会計判断を関係当事者に正しく伝える能力の育成を図っている。その他,パソコンを利用したシミュレーション(「意思決定会計」科目等),実地調査(2005 年度は「企業法事例研究」科目の課外授業として実施)等の授業方法も採用し,双方向又は多方向的な討論を通じた授業を確実に実施している。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 2】【解釈指針 3 - 2 - 1 - 3】

また,授業科目の特性に応じ,随時リポートの提出を課し,リポートの口頭による説明を受けるとともに,教員・報告する学生・他の履修学生との三者間での討論を実施するよう努め,実務の現場で求められる論点析出能力,問題解決能力,文章や口頭による説明能力の育成を図っている。2005年度については,「発展科目」に設置される「経営管理論」及び「監査論」並びに「応用・実践科目」に設置される「国際会計基準」、「管理会計事例研究」、「財務分析論」、「経営事例研究」、「監査事例研究」、「企業法事例研究」及び「租税法事例研究」にて実施した。【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

_

以上より,本会計大学院の授業科目は,会計専門職業人として必要な能力を育成する ために,授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているといえる。

(2)について

本会計大学院では、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法並びに成績評価の基準及び方法をシラバスに明記し、年度初頭に学生に配付している。また前期及び後期の履修登録時においては、オリエンテーション(原則全学生必須参加)を開催し、上記事項について、シラバスを参照しながら説明し、かつ個別相談に応じる機会も設けている(別添資料 12^で 2005 年度シラバス『経済社会における会計基盤の全体構造』」参照〕、〔別添資料 13「2005 年度前期履修指導要項抜粋『履修登録タイムスケジュール』」参照〕。

また,リポートを課している授業科目の成績評価方法に関しては,リポート課題に対する報告内容のみならず,リポート課題に関する討論における発言内容,問題解明への積極さ,発言数等を考慮するよう,授業科目の性質に応じ,努めていく所存である。【解釈指針3-2-1-4】

以上より,本会計大学院においては,1年間の授業の計画,各科目における授業の内容及び方法並びに成績評価の基準及び方法が,シラバスの配付及びオリエンテーション等を通じ,あらかじめ学生に周知されているといえる。

(3)について

授業時間割は,社会人のリカレント教育という社会的期待を反映させた教育課程を編成することを企図し,社会人がキャリアを中断することなく学修できるよう,平日夜間,土曜日及び日曜日(2005年度は土曜日のみ)を中心に開講する編成となっている。仕事を有せず,本会計大学院の学修に専念できる環境にある学生にとっては,平日昼間を中心に授業の予復習などの自習時間を確保できる時間割編成となっている。また,昼間の時間帯を利用して,公認会計士試験受験のための課外学習(「LEC公認会計士講座受講制度」基準7-1-3参照)を行っている学生もいる。他方,仕事を有する社会人学生にとっても,自習時間を確保できるよう,一の曜日に開講される必修科目を概ね1科目とした時間割を編成している〔別添資料2「2005年度授業時間割一覧」参照〕。【解釈指針3-2-1-5】

また,本会計大学院では,仕事を有する社会人学生にとっては,昼間に開講される授業科目を履修することが困難であることに鑑み,学生の希望を考慮し,<u>主として昼間に</u>開講される授業について,集中講義を実施している。実施に際しては,夏期・冬期休暇期間を利用して実施している〔別添資料 14「2005 年度夏期集中講義実施連絡」参照〕。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 6】

図書館は,平日9:15~20:30, 土曜日9:15~17:00の時間帯で開館し,大学院専用自習室は,平日9:30~21:40, 土曜9:30~17:00の時間帯で開室しており,環境面においても,特に,仕事を有する社会人学生の利用に配慮している。さらに,2006年度からは,大学院専用自習室を平日8:15~22:00, 土曜日・祝日8:30~21:00,日曜日8:30~20:00の時間帯で開室し,早朝及び日曜・祝日の利用も可能にしている。また,本会計大学院事務局員は平日22:00まで待機しており,履修指導,学修上の相談,学生生活上の相談等随時個別相談に応じられる体制をとっている。【解釈指針3-2-1-5】

LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻 第3章

授業の予復習については,授業科目の性質に応じ,口頭又は具体的に関係資料を配付する等,適切な方法で教員から指示されている。特に,「応用・実践科目」に配置される科目においては,日々刻々と移り変わる実務の現場を反映した題材をケースとして取り上げるため,適宜,学生と情報共有が図れるよう,電子メールを利用し,予復習の指示を行っている科目もある〔当日限定配付資料 1 「『財務分析論』予復習の指示」参照〕。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 5】

授業時間外での教員に対する質問の方法として,本会計大学院では,電子メールによる学修指導・相談を実施している。電子メールによる指導・相談は,時間を特定したうえで実施するオフィスアワーに比べ,仕事を有する社会人学生をはじめとして多様大を院の想定する主たる学生像が,公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者,企業学団体等において現に会計実務に携わる社会人等であること,また,現に在学生の約4年を可体等において現に会計実務に携わる社会人等であること,また,現に在学生の約4年を対任事を有する社会人学生である(2005年度入学者22名中11名が働きながら学修する社会人学生)という特殊性に鑑み,授業科目ごとの学修指導のほか,全体的な履修や相談を活用している。電子メールによる相談では,教員と学生の媒介を事務局員が行うが,返信によって相談に応ずるよりもむしろ,直接の面談をすることが適切であるとりもいりを活用した場合は,学生の事情を鑑みつつ適宜面談を設定している。今後,学生及び教員の意見を聞きながら,オフィスアワーの検討を行っていくとともに、授業が終了して後、学生の報告・発言内容から,今後の成長のためのあるべき方向性を教員が示唆するよりな時間を持つよう努める所存である。【解釈指針3-2-1-5】

また、本会計大学院の特徴の一つとして <u>「欠席フォロー制度」</u>を実施している。これは、主として仕事を有する社会人学生が、仕事の都合等により授業を欠席してしまった場合、欠席回の授業を、自身の都合に合わせて、メディア(ビデオ)で補講できる制度である。欠席した場合の補講としての利用ばかりではなく、出席した授業の復習が何度でも行えるという点で利便性が高い制度であり、学生からも好評を博している。【解釈指針3-2-1-5】

「欠席フォロー制度」を利用しても履修上出席扱にはならない。

「事例研究」科目をはじめとする参加型の授業方式を採用している授業科目については,原則, 同制度は利用できない。

< 公開ゼミ >

さらに,2006年8月5日には「職業倫理」科目の公開ゼミを課外授業として実施した。この公開ゼミは,企業不祥事が相次ぐ中,会計専門職業人としての在り方に悩む学生の求めに応じて開かれたものである。この公開ゼミは,会計専門職業人の養成における職業倫理の重要性に鑑み,職業倫理科目を履修していない学生にも広く解放された。また,教員も科目担当教員のほか3名(合計4名)が参加し,多角的な議論を行った。

< 社会人向け公開講座 >

本会計大学院では,下記資料 (社会人講演会及び CPE 認定研修)の通り,社会人向 け公開講座を実施している。

< CPE 認定研修 >

CPE 認定研修とは,日本公認会計士協会より継続的専門研修(CPE)に認定された研修をいい,公認会計士の有資格者に対して職業専門家としての資質の向上を図るための制

度である。

本会計大学院では,下記資料 (社会人講演会及び CPE 認定研修)の通り,CPE 認定研修を実施している。

資料 社会人講演会及び CPE 認定研修

実施日	講演者	講演者テーマ	CPE 認 定研修
2005/1/23	西澤脩教授	物流コスト氷山説~ロジスティクスの ABC と SCM~	
2005/2/19	檜田信男教授	サーベンス・オクスリー法(SOX)セクション 404 の遵守と内部統制	
2005/3/13	高田博行教授	経済社会のインフラを支える「会計的思考」とは?~「会計人」を目指す方へ~	
2005/4/18	金井淨教授	職業倫理を科学する	
2005/6/18	小林健吾教授	コスト・マネジメントの系譜と経営的基盤	
2005/7/9	金子宏氏	近代税制の発達と今後の展望	
2005/9/3	斉藤静樹氏	会計基準の国際統合と公認会計士の役割	
2005/10/22	西川郁生氏	財務報告の役割と会計基準の進む方向	
2006/1/14	辻山栄子氏	業績報告をめぐる国際的な動向	

<講義教材の改訂>

本会計大学院では,講義教材を自社で印刷・製本しているため,毎年講義教材を改訂することが可能である。前年度の授業の経験を活かし,毎年講義教材を改訂していくことで,授業外における学修を充実させることが可能となる。

以上,列挙した事実により,本会計大学院では,授業の効果を十分にあげられるよう, とりわけ社会人を意識して,授業時間外における学習を充実させるための措置が種々講 じられているといえる。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

会計大学院における各年次において,学生が履修科目として登録することのできる単位数は,モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

(基準3-3-1に係る状況)

ナンス領域

まず,本会計大学院における修了要件単位数及び領域ごとの必修単位数,並びに履修 モデルは,それぞれ下記資料 及び のとおりである。

資料 「領域毎の必修単位数と修了要件単位数」

領域	科目分類	必修単位数	
全体	会計基盤	1 単位	
会計領域	財務会計系	1 0 単位以上	
	管理会計系	6 単位以上	
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	4 単位以上	
監査領域	監査系	6 単位以上	
法律領域	企業法・租税法系	4 単位以上	
上記以外に ,			
財務会計系・管理会計系・監査系から		7 単位以上	
事例研究科目から		4 単位以上	
		38単位以上	
		(修了要件	
		単位数)	

資料 「履修モデル」(本会計大学院設置認可申請書より抜粋)

2年間での科目履修モデル(括弧内数字は単位数) 1 年次 2 年次 ・経済社会における会計基盤の 全体領域 全体構造(1) ・財務会計の全体構造(1) ・財務会計事例研究(2) ・ディスクロージャー制 ・簿記論(2) 財務会計系 ・会計基準 (2) 度(2) ・会計基準 (2) ・国際会計基準(2) ・管理会計の全体構造(1) ・管理会計事例研究(2) 管理会計系 ・原価計算 (2) ・意思決定会計(2) ·原価計算 (2) ・経営の全体構造(1) 経営・ファイ ・ファイナンスの全体構造(1)

・ファイナンス論(2)

監査領域	・監査の全体構造(1) ・監査論 (2) ・監査論 (2)	・監査事例研究(2)
法律領域	・企業法の全体構造(1) ・企業法(2) ・租税法の全体構造(1)	
小計	26 単位	12 単位
合計	38 単位	Ī

1年間での科目履修モデル(括弧内数字は単位数)

午間にの行日腹尾にブル(四別が数子は手位数)		
	1 年次	
全体領域	・経済社会における会計基盤の全体構造(1)	
	・財務会計の全体構造(1)	
	・簿記論(2)	
	・会計基準 (2)	
財務会計系	・会計基準 (2)	
	・財務会計事例研究(2)	
	・ディスクロージャー制度(2)	
	・国際会計基準(2)	
管理会計系	・管理会計の全体構造(1)	
	・原価計算 (2)	
	・原価計算 (2)	
	・管理会計事例研究(2)	
	・意思決定会計(2)	
20世 コーノ	・経営の全体構造(1)	
	・ファイナンスの全体構造 (1)	
ナンス領域	・ファイナンス論 (2)	
	・監査の全体構造(1)	
監査領域	・監査論 (2)	
	・監査論 (2)	
	・監査事例研究(2)	
法律領域	・企業法の全体構造(1)	
	・企業法(2)	
	・租税法の全体構造 (1)	
合計	38 単位	
法律領域	 ・経営の全体構造(1) ・ファイナンスの全体構造(1) ・ 監査の全体構造(1) ・監査論 (2) ・監査論 (2) ・監査事例研究(2) ・企業法の全体構造(1) ・企業法(2) ・租税法の全体構造(1) 	

2005年度においては、標準修業年限2年での履修モデルの他、社会人のリカレント教育に資するという本会計大学院の目的のもと、既に実務において相当程度の実績を有する社会人学生(例えば公認会計士等)の履修を想定し、1年での修了を可能とする履修モデルを構築し、年間履修登録上限単位数を修了要件単位数と同じ38単位と定め〔下記資料 「本会計大学院学則(学修評価、単位授与)」参照〕、1年間での修了を可能としていた。しかし、2005年度において1年修了の実績がなかったことに鑑み、より単位制度の実質化を図ることに重きをおいて検討した結果、2006年度からは、年間履修登録上限単位数を30単位に変更(減少)し〔資料 「平成18年度年次履行状況報告書抜粋」

LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻 第3章

参照〕,授業時間外の学修時間をより十分に確保できるように配慮している。【解釈指針3-3-1-1】

なお、職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な学生向けに、授業時間外の学修時間をより十分に確保する観点から、標準修業年限を超えて最長5年間にわたり在籍を認める長期履修学生制度を2006年度より採用した。長期履修制度の利用学生数は、2006年度現在3名である。

資料 「本会計大学院学則(学修評価,単位授与)

(学修評価,単位授与)

- 第17条 学修の評価はS,A,B,C,Fの5段階をもって表し,このうちS,A,B, Cを合格とする。Fを不合格とする。但し,科目の性質上,段階評価がなじまない科目 については,合格又は不合格のみによる評価とすることがある。
- 2 合格した授業科目については,所定の単位を与える。
- 3 学修の評価については,客観性及び厳格性の確保のため,学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに,当該基準に従って適切に行う。
- 4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため,学生が1年間に履修できる 単位数の上限を38単位とする。

同条 4 項については、「1 年間に履修できる単位数の上限」を30単位に変更(減少)する学則 改定を行い、2006 年 4 月 25 日より適用済みである。

資料 「平成 18 年度年次履行状況報告書抜粋」

履修指導の方法

認可時の計画	履行状況
 (a) 標準修了年限 2年 (b) 修了要件 2年以上の在学 所要の科目の履修 38単位以上を修得 	標準修業年限,修了要件,履修科目の登録の上限については,関係諸規程(別添資料 [大学院関連学則集]を参照)を整備し,認可時の計画通り履行しております。
(c) 進級要件,履修科目の登録の上限 進級要件は規程なし(留年を設けな い) 履修上限は38単位	履修上限は,30 38 単位 【留意事項を踏まえ,単位制度の実質化を 図る観点から,年間履修登録上限を30単 位に変更(減少)】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として,各委員より表明された評価意見は,以下のとおりである。

濱口委員の評価意見

事例研究を除く授業がビデオに収録されており、学生がそれを欠席補講や復習のために使用できるようになっている点は、優れた点として挙げられる。今後学生数が増加しても今と同様の環境を維持できるかどうかが課題といえよう。

檜田委員の評価意見

職業を持ちながらの学生は,一般に職業の多忙さのゆえに学業がおろそかになり, その力は弱いといわれる。このために職業を持たない学生から,教育の実際において 同等に扱われることに不公平感が出てきがちである。

本来,両者は正の緊張状況を醸成するように作用すべきものである。これを如何に実現するかが社会人をも対象として教育するに当たっての教育方法上の課題といえるのではないか。

金井委員の評価意見

本会計大学院では,講義教材を自社で印刷・製本しているため,毎年講義教材を改訂することが可能である。そのため,最先端の事例や理論を講義教材に常に盛り込むことができる点が優れている。

関口委員の評価意見

社会人がキャリアを中断せずに学修できるという点で ,大学院設置基準第 14 条の特例の実施は非常に有益である。本会計大学院はこの特例を実施している点が優れている。

また,職業を有する者等向けに長期履修学生制度も用意され,特に職業を有する社会人に配慮した教育方法を実践している点は,本会計大学院の主たる学生像に合致する教育サービスを提供せんとするものであり,優れた点である。